

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和5年第2回仙台北警察署協議会
開 催 日 時	令和5年5月26日（金） 午後1時55分から 午後3時00分まで
開 催 場 所	仙台北警察署 6階会議室
出 席 者 等	<p>1 協議会委員～10名 出席委員～菅野猛会長、中鉢敦子副会長、早坂保文委員、梅津義政委員、上釜真理委員、早坂要委員、佐藤広行委員、高橋展子委員、伊勢屋友子委員、菖蒲類委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席委員～10名</li> <li>・ 欠席委員～0名</li> </ul> <p>2 警察署側～13名 署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長</p>
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

## 別 紙

### 1 協議事項等

#### (1) 署員による非違事案の発生について

署長が、当署員によるひき逃げ事件の発生概要について委員に説明をした。

警務課長が今回の事案を受け、当署で、

- 緊急幹部会議の開催
- 「規律の振粛について」の署長示達の発出
- 若手警察官との意見交換会の開催
- 全署員に対し、今回の事例を含めた非違事案の例題を与え、署員個々に自分だったらどうするか、どうすれば防げるかといった、自分なりの防止対策は何かを考えさせる活動等

を実施し、特に若手警察官を中心に指導教養を継続していく旨を委員に説明した。

#### (2) 委員からの御意見・御要望等について

委員：JAFによる「横断歩道の一時停止調査」結果、令和3年は全国4位だったが、令和4年は全国21位で、東北6県でも最下位であった。横断しようとする歩行者がいる場合、一時停止は義務であり、更なる周知徹底を図る必要がある。

交通課長：先日、当署管内でも、横断歩道上で重傷交通事故が発生しております。警察としては、交通取締りはもちろんのこと、関係機関団体と連携した「とまる日キャンペーン」等によるドライバーに対する呼び掛けを強化してまいります。

委員：厚生病院入口にある信号機について、八幡方向から行くと、こちらは赤信号になっても対向車線は青のまま1回で病院に入れないことが多いので、信号に矢印をつけてほしい。

交通課長：調査の上、検討します。ただし、厚生病院は、来年、堤通雨宮町に移転予定です。

委員：自転車のヘルメット着用努力義務化について、警察ではどのように対応しているか。

交通課長：自転車利用者のヘルメット着用は、本年4月の道路交通法改正以前は、「児童又は幼児を自転車に乗車させるとき」のヘルメット着用の努力義務を規定していましたが、今回、「児童又は幼児を自転車に乗車させるとき」が撤廃され、全自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されました。重傷化する自転車事故のほとんどが、頭部損傷によるものであることから、自転車利用者にヘルメット着用の重要性を訴えるべく、警察官による指導警告やキャンペーン等を実施してまいります。

委員：犯罪を犯す年齢が低年齢化しているように思います。青少年を守る対策など地域の大人にできることも含め教えてほしい。

生活安全課長：少年事件の増加、凶悪化、低年齢化という問題は、度々、問題として取り上げられることがありますが、そのような事実を示す統計は確認できていません。これは、犯罪が減り続け、子供も少なくな

っているにもかかわらず、以前とあまり変わらない凶悪な少年事件が起きると、相対的に社会問題としての重要性が高いと評価され、結果、マスコミが大きく取り上げ、世の中に報じることで、「少年事件が増加、凶悪化、低年齢化した」と広く認識されたものと思われる。以前は、「子供は地域で育てるもの」という認識があり、地域の大人が悪いことをする子供を叱ったり、モラルやルールを教えたりしていました。しかし、現在では、他人の子供を叱れば「うちの子に勝手なことをするな」とトラブルとなり、話をすれば不審者として110番通報されることもある世の中です。そのような事情から、少年を守る活動を個人として行うのはなかなか難しいと思うので、町内会等で地域の大人が子供を指導しやすい気運を醸成していただいたり、防犯協会やPTA等による子供への声掛け、見守り活動、少年補導員協会による街頭補導活動への参加を広く呼び掛けてしていただくのはいかがでしょうか。

委員：一般市民宅への侵入強奪事件は、特殊詐欺の最終形という話を元警察官の話として放送されていましたが、特殊詐欺被害は減少していると見ていいのか。また、同時に、一般市民が、このような凶悪被害に遭わないための対策について教示いただけると、地域での懇親会等で情報提供できるので良いと思う。

生活安全課長：特殊詐欺被害は、近年、全国警察を挙げて取り組んでいるにもかかわらず、統計から見て減少している事実は認められず、むしろ緩やかに増加しているのが現状です。特殊詐欺も一連の強盗事件も組織の構造やその仕組みが似ており、現金を得る手段がだますか暴行を加えるかという点が違いとして挙げられます。メディアで侵入強盗事件を「最終形」と表現したのは、報道等で明らかになっているとおり、逮捕された強盗犯グループは元々特殊詐欺グループであり、特殊詐欺より手っ取り早く金を得るため、凶悪な強盗をするようになったという点をそのように表現したものと思われる。

次にそれら凶悪な犯罪から身を守る手段ですが、資産家として目をつけられてしまえば、大人数で強盗をしに来る犯人から身を守るのは難しいと思われます。近所とのつながりを持ち不審者情報を共有する、家の施錠を徹底する、インターホンをつけ、知らない者にはインターホン又はチェーンをかけて対応する等の基本的な防犯対策を徹底していただくことが重要だと思います。また、現在、本県警で呼び掛けている対策に固定電話対策があります。特殊詐欺の多くが固定電話への着信から始まっており、強盗事件等でも資産がある家を把握する手段として使われる可能性があります。その反面、特殊詐欺の被害者に聞いてみると、固定電話はあまり使っていないと伺います。そのため、固定電話の利用者の方には、利用頻度と特殊詐欺等の被害のリスクを比較衡量していただき、場合によっては固定電話の利用を止めていただいたり「そこまでは」という方には、常時留守番電話にしていただく、または、今年の5月から電話会社で70歳以上の方を対象に提供している無料の「番号通知サービス」

や「非通知着信の拒否サービス」等を利用していただくなどして、御家庭で固定電話対策を講じていただきたいと思います。

委員：昨今、若者による強盗事件が全国的に多発している。若者が加害者とならないように、例えば、強盗事件に加担した場合、どのような罰則があるかなどといった広報をマスメディアを活用して行うことはいかがか。

生活安全課長：警察では、特殊詐欺に関するものを中心に、皆さんが犯罪被害に遭わないように防犯に関する情報発信を行っているところでありますが、今後も事件の発生状況や実態を踏まえ、適時適切な機会に情報発信を継続していきたいと思っています。ちなみに、強盗の法定刑は5年以上の有期懲役、強盗をして人に怪我をさせた場合は無期又は6年以上の懲役、さらに強盗をして人を死亡させてしまった場合は死刑又は無期懲役の刑罰を受けることとなります。最近では、若者の中に「闇バイト」というものがまん延しており、特殊詐欺で現金の受取役になる、犯罪に使う携帯電話の名義人になるなどで普通のアルバイトよりも高額収入を得られるということで、若者が安易に飛びついているとの情報もあります。そのようにして犯罪に加担し、捕まるリスクの高い役をさせられ、グループから抜けようとすると事前に聞いていた個人情報悪用して、実家に押し掛ける、家族を殺すなどと脅迫され、抜けられなくなってしまうのです。犯す罪の重大さとともに、目先の収入ではなく、長い人生で多大な不利益を被る行為等について適切に広報し、将来ある若者が犯罪に加担することのないように呼び掛けていきたいと思っています。

委員：女性の社会進出に伴い、女性の管理職などは増えているのか。また女性が相談できる部署はあるのか。

警務課長：今年度は女性の警察署長が誕生するなど女性の管理職は増加傾向にあります。また、各所属の女性職員を対象とした相談窓口が警察本部に設けられているほか、女性職員からの意見・要望等を積極的に集め、女性の視点を警察署の運営に反映させる女性だけの組織も設けられております。当署といたしましても、女性職員の不安解消に努め、働きやすい職場づくりに努めているほか、仕事と育児を両立する女性警察官のキャリア形成のための取組も強化しており、女性が安心して働ける職場環境が整備されてきているところであります。

## 2 事務局連絡

警務課長：次回の第3回警察署協議会は、令和5年9月ころに開催予定。